改正後

（艦艇装備研究所に置く部）

第二十三条　艦艇装備研究所に、総務課のほか、次の三部を置く。

海洋戦技術研究部

水中対処技術研究部

艦艇・ステルス技術研究部

（海洋戦技術研究部の所掌業務）

第二十五条　海洋戦技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

一　対潜戦及び対機雷戦の能力評価に関すること。

二　対潜戦及び対機雷戦の戦術判断支援に関すること。

三　水中音響に関すること（水中対処技術研究部の所掌に属するものを除く。）。

四　［略］

（水中対処技術研究部の所掌業務）

第二十六条　水中対処技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

一　船舶の無人化に関すること。

二　水中武器に関すること（艦艇・ステルス技術研究部の所掌に属するものを除く。）。

三　掃海器材に関すること（艦艇・ステルス技術研究部の所掌に属するものを除く。）。

四　磁気器材に関すること（艦艇・ステルス技術研究部の所掌に属するものを除く。）。

五　［略］

（艦艇・ステルス技術研究部の所掌業務）

第二十七条　艦艇・ステルス技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

一　ステルス化に関すること。

二　船舶、水中武器及び掃海器材の要素技術であって、流体、構造、材料、動力及び推進に関すること。

三　船舶の要素技術であってぎ装に関すること。

四　船舶用機器に関すること（海洋戦技術研究部及び水中対処技術研究部の所掌に属するものを除く。）。

五　水槽及び海上における計測に関すること。

六　［略］

（研究管理官）

第四十一条　［略］

2　研究管理官は、命を受けて、次に掲げる業務を分掌する。

［号を削る。］

一～六　［略］

七　防衛装備庁の所掌事務に係る科学技術についての研究の委託に関する契約の締結及び履行の促進に関すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正前

（艦艇装備研究所に置く部）

第二十三条　［同上］

システム研究部

航走技術研究部

探知技術研究部

（システム研究部の所掌業務）

第二十五条　システム研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

一　船舶のシステム化に関すること。

二　水中武器のシステム化に関すること。

三　掃海器材のシステム化に関すること。

四　［同上］

（航走技術研究部の所掌業務）

第二十六条　航走技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

一　船舶、水中武器及び掃海器材の要素技術であって船体、雷体及び缶体に関すること。

二　船舶の要素技術であってぎ装に関すること。

三　水中武器及び掃海器材の推進装置に関すること。

四　船舶用機器に関すること。

五　［同上］

（探知技術研究部の所掌業務）

第二十七条　探知技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

一　水中武器の要素技術に関すること（航走技術研究部の所掌に属するものを除く。）。

二　掃海器材の要素技術に関すること（航走技術研究部の所掌に属するものを除く。）。

三　音響器材に関すること。

四　磁気器材に関すること。

五　［号を加える。］

（研究管理官）

第四十一条　［同上］

2　［同上］

一　シミュレーション技術（装備品等に共通して必要とされるものに限る。）に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関すること。

二～七　［同上］

［号を加える。］

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。